

# 抗ウイルス治療（インターフェロン治療、インターフェロンフリー治療及び核酸アナログ製剤治療）にかかる医療費の助成制度について

H28年4月作成

## 助成制度

- 抗ウイルス治療（インターフェロン治療、インターフェロンフリー治療及び核酸アナログ製剤治療）に対する治療費助成を行っております。

## 対象となる方

- 群馬県に住民登録している方
- B型・C型ウイルス性肝炎と診断され、保険適用となっている抗ウイルス治療を実施している方、又は実施予定の方（再治療及び感染経路は問わない。）
- 国民健康保険等の各種医療保険に加入している方
- 認定基準を満たしている方 \*県の肝炎治療費等助成審査委員会にて判断します。

## 助成の対象となる医療費

- 抗ウイルス治療を行うために必要となる初診料、再診料、検査料、入院料、薬剤料等
- 抗ウイルス治療による軽微な副作用の治療（当該治療の中断を防止するために併用せざるを得ない副作用の治療）  
\*患者一部自己負担額を除いた額。  
\*健康保険から支給される高額療養費や付加給付等は助成額には含まれません。

## 自己負担の月額限度額

- 自己負担の月額限度額は、原則として患者の住民票上の世帯全員の市町村民税（所得割）課税年額の合算額により、次表のとおり階層区分を認定します。  
\*ただし、一定の条件を満たすものは合算対象から除外することができるので、詳しくは合算除外申請書をご覧ください。  
<患者一部自己負担限度額表>

階 層 区 分		自己負担限度額
甲	世帯の市町村民税（所得割）課税年額が235,000円以上の場合	20,000円/月
乙	世帯の市町村民税（所得割）課税年額が235,000円未満の場合	10,000円/月

## 助成の期間

- 1年以内で、治療予定期間に即した期間。原則として、申請書等の提出日の属する月の初日から起算しますので、申請の際は十分御注意ください。（延長申請の場合は、該当期間延長可）  
\*核酸アナログ製剤治療については、更新申請を行うことができます。

## 申請にあたっての留意点

- 現在治療中の方又はこれから治療を始められる方は、公費助成の認定基準を満たしているか、主治医等とよく相談の上、治療計画を踏まえて申請してください。

## 申請の種類

- インターフェロン治療新規申請（B・C型肝炎対象、延長や再申請含む）
- インターフェロンフリー治療に係る申請（C型肝炎のみ対象）
- 核酸アナログ製剤治療（新規・継続）申請（B型肝炎のみ対象）



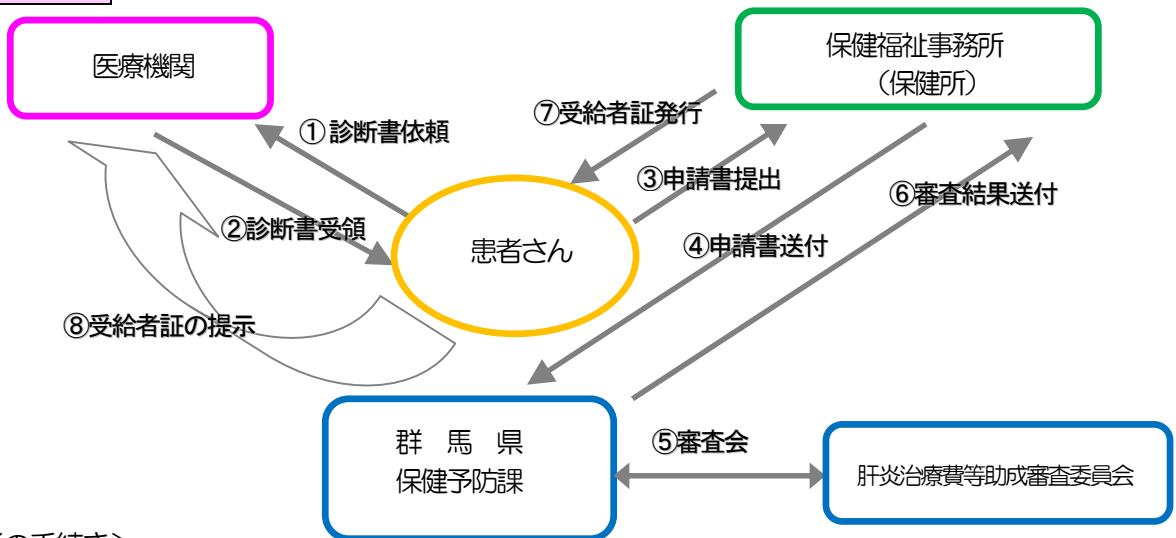
## 申請手続きに必要な書類等

- 肝炎治療受給者証交付申請書
- 肝炎治療受給者証の交付申請に係る診断書
  - \* 抗ウイルス治療を開始する医療機関に作成して頂きます。
- 住民票（申請者及び申請者と同一の世帯に属する全ての方について記載があるもの）
  - \* 個人番号の記載がないものをご用意ください。
- 市町村民税課税証明書又は市町村民税課税・所得証明書（申請者及び申請者と同一の世帯に属する方全員のもの）
  - \* 市町村民税課税証明書、給与所得等に係る特別徴収税額通知書、市町村民税の税額決定・納税通知書等でも代用できます。また合算除外申請をする場合は、課税・所得証明書が必要になります。（詳しくは、申請窓口で御確認ください）
- 被保険者証の写し（申請者の氏名が記載されているもの）
- 印鑑
  - \* 「肝炎治療受給者証交付申請書」及び「肝炎治療受給者証の交付申請に係る診断書」の様式は保健福祉事務所（保健所）に用意してあります。

## 更新手続きに必要な書類等（B型肝炎治療のための核酸アナログ製剤治療）

- 上記申請手続きに必要な書類一式
  - ※診断書に代わり、直近の認定・更新時以降に行われた①検査内容及び②治療内容が分かる資料を添えて更新を行うことが可能です。
  - 例：①治療結果報告書（写し）等 ②お薬手帳（写し）、薬剤情報提供書（写し）等

## 助成制度申請の流れ



### <申請者の手続き>

- ① 医療機関に診断書作成依頼
- ② 診断書を受領
- ③ 申請書類の提出

### <群馬県での事務の流れ>

- ④ 群馬県保健予防課へ申請書類を送付
- ⑤ 肝炎治療費等助成審査委員会での審査
- ⑥ 審査結果の送付
- ⑦ 「受給者証」及び「自己負担限度額管理票」の交付

### <受給者証交付後の受診>

- ⑧ 「受給者証」及び「自己負担限度額管理票」を医療機関へ提示



\* 申請書類を提出してから、受給者証の交付を受けるまでは、2ヶ月程度かかります。

## 申請受付

- お住まいの地域を管轄する県保健福祉事務所・中核市保健所の窓口申請書を提出してください。

＜申請手続き窓口＞ ＊申請者の住所地を管轄する保健福祉事務所(保健所)

申請者の住所	保健福祉事務所(保健所)名	所在地	電話番号
前橋市	前橋市保健所 保健予防課	前橋市朝日町 3-36-17	027-220-5779
高崎市	高崎市保健所 保健予防課	高崎市高松町 5-28	027-381-6112
渋川市・北群馬郡	渋川保健福祉事務所	渋川市金井 394	0279-22-4166
伊勢崎市・佐波郡	伊勢崎保健福祉事務所	伊勢崎市下植木町 499	0270-25-5066
安中市	安中保健福祉事務所	安中市高別当 336-8	027-381-0345
藤岡市・多野郡	藤岡保健福祉事務所	藤岡市下戸塚 2-5	0274-22-1420
富岡市・甘楽郡	富岡保健福祉事務所	富岡市田島 343-1	0274-62-1541
吾妻郡	吾妻保健福祉事務所	中之条町西中之条 183-1	0279-75-3303
沼田市・利根郡	利根沼田保健福祉事務所	沼田市薄根町 4412	0278-23-2185
太田市	太田保健福祉事務所	太田市西本町 41-34	0276-31-8243
桐生市・みどり市	桐生保健福祉事務所	桐生市相生町 2-351	0277-53-4131
館林市・邑楽郡	館林保健福祉事務所	館林市大街道 1-2-25	0276-72-3230
	県庁保健予防課	前橋市大手町 1-1-1	027-226-2609

＊ アナログ製剤治療の更新申請の場合は、郵送（簡易書留等の配達されたことが証明できる方法をお勧めします。）による書類の提出が可能です。但し、書類の不備等があった場合は、手続きが遅れることがあることを御承知おさください。

## 承認されると・・・

- 「肝炎治療受給者証」及び「自己負担限度額管理票」が交付されます。これを健康保険証等と一緒に医療機関及び薬局の窓口提示すると、月毎に自己負担限度額まで支払えば良いこととなります。
- 受給者証がお手元に届くまでには、2 か月程度かかります。受給者証が交付されるまでに診療を受け、自己負担限度額以上の医療費を支払った場合は、管轄の保健福祉事務所（保健所）に払戻し請求申請を行うことにより、医療費が還付されます。  
ただし、高額療養費の該当になる場合は、先に高額療養費の払戻しを受けて頂く必要がありますので、保険証の発行機関に御確認の上、請求してください。

- 払戻し請求申請に必要な書類
  - 肝炎治療費請求書
  - 領収内容証明書（医療機関又は薬局に作成して頂きます。）及び領収書
  - 診療内容明細書（領収内容証明書の提出が出来ない場合のみ必要となります。）
  - 預金通帳の口座番号の分かるページの写し
  - 印鑑
  - 高額療養費の還付額の分かる書類（高額療養費に該当する場合のみ必要となります。）

＊ 「肝炎治療費請求書」及び「領収内容証明書の様式」は、保健福祉事務所（保健所）に用意してあります。

## 受給者証記載内容変更・転入・転出・治療終了に係る届出

- 次のような場合は、必要書類を添えて管轄の保健福祉事務所（保健所）に「肝炎治療費助成承認内容変更等届」を提出してください。
    - 受給者証の記載内容（氏名・住所・自己負担限度額等）に変更が生じた場合
    - 他県から転入した場合
  - 次のような場合は、必要書類を添えて管轄の保健福祉事務所（保健所）に「肝炎治療費給付中止（終了）届」を提出してください。また、受給者証は返納してください。
    - 他県へ転出する場合
    - 治療終了・死亡
- ＊ 必要書類は、管轄の保健福祉事務所（保健所）にお問い合わせください。

## 肝炎治療費等助成事業等に関するQ&A

Q1 ウルソや強力ミノファージェンなどの肝庇護剤による治療等は、インターフェロン治療と併行して行われる場合に助成対象となるか？

◎ 肝庇護療法等は、基本的に根治を目的とした治療ではないことから助成対象とはなりません。

Q2 複数の医療機関や調剤薬局にかかる場合は、どのように自己負担限度額を管理するのか？

◎ 「自己負担限度額管理票」を各医療機関や薬局における受診等の際に持参し、インターフェロン治療に要した医療費の自己負担額を管理します。自己負担限度額を超えた段階で、以降の自己負担額を負担しないこととなります。

Q3 治療の期間を変更または延長することはできるのか？

◎ やむを得ない事業がある場合、治療開始時期を変更することができる場合があります。治療期間の延長はできません。

Q4 副作用に対する治療は、どこまで助成の対象か？

◎ 治療の中断を防止するために併用せざるを得ない副作用の治療については助成対象となります。しかし、治療を中断して行う副作用に対する治療は助成対象となりません。

Q5 入院料は助成の対象となると思うが、入院時食事療養標準負担額及び入院時生活療養標準負担額は助成対象となるか？

◎ 入院時食事療養標準負担額及び入院時生活療養標準負担額は助成対象となりません。

Q6 核酸アナログ製剤治療の更新申請は、いつ頃から受け付けてもらえますか？

◎ 受給者証の有効期間が終了する月の2か月前から申請を受け付けます。有効期間が終了する月までに申請し認定を受ければ、引き続き受給できます。また、更新申請の場合は、郵送（簡易書留等の配達されたことが証明できる方法をお勧めします。）による書類の提出が可能となりました。

Q7 インターフェロンフリー治療は助成の対象になるか？

◎ HCV-RNA 陽性のC型慢性肝炎又はChild-Pugh 分類AのC型代償性肝硬変で肝がんの合併のない方に対するインターフェロンフリー治療は助成の対象となります。

Q8 新たにインターフェロンフリー治療の助成を受けたいが、医療機関はどこで治療できるのか？

◎ 日本肝臓学会の肝臓専門医、または群馬県が開催もしくは認定した肝炎講習会を受講した医師のみ、診断書の作成が可能です。

Q9 過去にインターフェロンフリー治療を受け、再燃した場合、再度のインターフェロンフリー治療の助成を受けることは可能か。

◎ インターフェロンフリー治療は原則1回のみですが、肝疾患診療連携拠点病院に常勤する日本肝臓学会肝臓専門医によって再治療が適切であると判断された場合に限り、助成の対象となります。

### ● お問い合わせ先

住所地を管轄する保健福祉事務所（保健所）又は群馬県保健予防課  
群馬県ホームページ <http://www.pref.gunma.jp>

